

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 8 年度 第 1 回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会
日 時	令和 8 年 6 月 2 日 (火) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0
場 所	芦屋市環境処理センター 1 階会議室
出 席 者	会 長 : 井上 尚之 副会長 : 千田 眞喜子 委 員 : 多田 直弘、橋本 明美、法兼 茂子、山口 能成、岡田 圭司
事 務 局	和泉市民生活部長、平見環境・経済室長、藪田環境施設課長、尾川市民生活部主幹、古川市民生活部主幹、平野収集事業課長、亀井環境施設課課長補佐、平井環境施設課管理係長、荒木環境施設課施設係長、畑環境施設課主査、山城環境施設課課員、林環境施設課課員、名方環境施設課課員
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開
傍 聴 者 数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 連絡事項

(2) 協議事項

芦屋市におけるごみ処理の現況と次期計画の課題設定について

市民・事業者アンケート調査結果について

(3) 一般廃棄物処理基本計画策定スケジュールについて

(4) 報告事項

芦屋市環境処理センター施設整備について

(5) その他

2 提出資料

- ・資料 1 次期芦屋市一般廃棄物処理基本計画骨子 (案)
- ・資料 2 芦屋市におけるごみ処理の現況
- ・資料 3 芦屋市ごみ減量に関する市民アンケート調査結果
- ・資料 4 芦屋市ごみ減量に関する事業所アンケート調査結果
- ・資料 5 芦屋市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画策定 今後のスケジュール
- ・別添資料 芦屋市環境処理センター施設整備について

3 審議内容

開会

(事務局 名方)

委員の皆様の御発言につきましては、お名前が入った会議録として市役所 1 階の行政情報コーナーと本市ホームページにより公開することになりますので、御了承ください。

また、御発言が聞き取りにくくなることもございますので、録音の都合上、発言の際はマイクを利用していただきますよう、御協力をお願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、傍聴人について御報告をお願いいたします。

(事務局 名方)

本日、傍聴の方がおられませんでしたので、このまま進めさせていただきます。

(井上会長)

それではここから議事に入りますが、事務局から本日の会議の成立について報告をお願いします。

(事務局 名方)

本日の会議は委員 9 人中 7 人の委員に御出席いただいております、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例第 6 条第 2 項により、この会は成立しております。

(井上会長)

それでは、協議事項「芦屋市におけるごみ処理の状況と次期計画の課題設定について」及び「市民事業者アンケート結果について」と、「一般廃棄物処理基本計画策定スケジュールについて」を、事務局の藪田課長から説明をお願いいたします。

(事務局 藪田)

事務局の藪田です。よろしくお願いします。恐れ入りますが、座ってご説明させていただきます。

本日の内容でございますが、資料の 1 から 5 を使って説明していきたいと思います。

その前に、資料の補足をさせていただきます。まず、資料の 2 として分厚めの冊子があると思います。こちらは、平成 22 年以降、令和 6 年度までの約 15 年間のデータを整理したものとなっております。

続きまして、資料の 3 は、令和 8 年 2 月 16 日から 3 月 16 日の間で行った市民アンケートの調査結果です。無作為に 2,500 人の方を抽出して調査を行っております。有効回収票の数につきましては 1,464 票であり、回答率は 58.6%となっております。

続きまして、資料の 4 は、同じく令和 8 年 2 月 16 日から 3 月 16 日の間に行った事業所アンケートになります。こちらは市内の事業所 2,000 か所を抽出し、有効回答票につきましては 796 票であり、回答率は 39.8%となっております。

最後に、資料の 5 ですが、現在、鋭意作成中の基本計画のスケジュールを表にしたものになります。

今から、資料の1から5を説明させていただきますが、量が多いため、資料の1、A3用紙の両面にカラー印刷している、タイトルが「次期芦屋市一般廃棄物処理基本計画（骨子案）」となっているものに、資料2から5をまとめておりますので、この資料1に基づいて説明していきたいと思います。

まずは、資料1の確認をお願いします。計画の骨子案ですが、一番上の青いところに書いているように、本計画の位置づけとして、計画期間は令和9年度から令和13年度の5か年を考えております。計画改定の目的につきましては、現行計画の令和4年3月に策定したものが5年経過したということもあり、今回見直しを行うものでございます。

それでは、順番に1番から説明させていただきます。

まず、1番は社会情勢の変化、芦屋市の状況を書いております。

国の動きとして、令和4年にプラ新法と呼ばれるものが施行されました。こちらは、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化等を促進するという内容です。また令和6年には第5次循環型社会形成基本計画というのを策定しております。こちらではサーキュラーエコノミーを国家戦略として位置づけたものでございます。また、全国的にリチウムイオン電池やカセットボンベ等の危険物が原因と見られる火災事故が頻発していることを受け、市町村に対応を要請したという状況になっております。

続きまして、兵庫県につきましては、令和6年1月に兵庫県資源循環推進計画を策定しております。2050年頃の資源循環、脱炭素、自然共生社会の姿を示すとともにカーボンニュートラルの促進、海洋プラスチックごみへの対応、プラスチック資源循環の促進、サーキュラーエコノミーへの移行など、2030年頃の資源循環の施策を示しております。

一方、芦屋市では、高齢化や人口減少もあり、自治会世帯数が減少傾向となっております。その結果、これまで自治会が担ってきましてごみステーションの管理や資源の集団回収は、今後さらに厳しくなる見込みとなっております。市内事業所につきましては、第3次産業が8割あり、ごみ排出量が多い事業所は食品小売店や飲食店、大型商業施設と考えられております。

令和8年3月には、第5次芦屋市総合計画後期基本計画を策定しました。市民との共生、多様なニーズを持つ市民同士がつながる仕組みづくりを重視したものとなっております。

令和3年6月に、2050年ゼロカーボンシティを表明し、令和5年1月に、芦屋市地域脱炭素ロードマップを策定、令和7年策定の第4次芦屋市環境計画、芦屋市地球温暖化対策実行計画でも、ゼロカーボンを重視した内容となっております。

また、令和12年度から可燃ごみの処理を神戸市に委託する広域処理の実現に向けて、令和7年3月に神戸市と協議書の締結をいたしました。今後は可燃ごみ中継施設と老朽化した資源化施設の整備を推進してまいります。

続きまして、2番の現行計画における重点的な取組の成果についてです。重点取組を3つ掲げてございました。

まずは、家庭ごみでの指定ごみ袋の導入についてです。こちらは、令和5年10月に導入

しておりまして、アンケートの内容では、市民の約4割が、分別意識が高まったという回答を頂いております。

また、紙ごみの分別促進については、広報あしやの特集記事で周知し、各イベントでの啓発を進めてまいりましたが、数値的には現れていない状況となっております。

3Rの取組を推進するため、小売店と連携したフードドライブを実施したほか、ペットボトルの水平リサイクル、廃食用油の拠点回収、リユース活動に関する協定を締結し、小売店や民間事業者と連携を強化してまいりました。

3番は、本市の廃棄物の現状でございます。ごみ総排出量は、この10年で約2割減と一定の成果を収めております。しかし、全体の7割を占める生活系ごみは、この10年間で23%減少しておりますが、1人1日当たりのごみ排出量は600グラムとなっており、兵庫県平均の554グラムよりも多くなっております。現状の取組をさらに強化する必要があるという状況です。

また、燃やすごみの約42%を紙・布類が占めております。紙・布類は比較的分別しやすく重量比も高いことから、燃やすごみの減量や、資源化量を増やす、リサイクル率の向上に効率的につなげることができるため、引き続き優先して取り組む必要があります。

集団回収量は減少傾向が続いているものの、1人1日当たりの集団回収量は県内の自治体の中で2番目と高い水準となっております。

リサイクル率につきましては、令和6年度で16.2%であり、兵庫県の平均14.9%を上回っているものの、全国平均の19.3%は下回っております。全国と同様に芦屋市でも、リチウムイオン電池やカセットボンベなどが原因と見られる収集車の火災事故が度々発生しております。

4番は、現行計画の目標値の達成状況でございます。こちらにつきましては、3月に開催しました審議会で実施計画をつくる段階でも御説明させていただきましたが、下の表の赤色で囲っているところに、達成状況を記載しております。二重丸が達成していて、達成できてないのはリサイクル率や事業系ごみ排出量になっております。

5番は、基礎調査結果、市民と事業者のアンケート結果を抜粋しております。まず市民アンケートですが、ごみ問題に「関心がある」と答えた市民の方は約88%となっております。また、市民の方がごみを減らす行動を行っていない理由としましては、「時間や手間がかかる」が42%、「やり方が分からない」が25%となっております。

指定ごみ袋導入による分別意識の変化について、「意識するようになった」のは4割でございます。指定ごみ袋の導入以前から意識している方が、49.3%ということで、指定ごみ袋導入以前から意識をしていただいた方が一番多いという状況になっております。

集団回収の利用につきましては、若年層で利用割合が減る傾向となっております。集団回収を利用しない理由につきましては、「実施団体をよく知らない」方が約7割となっております。

プラスチック分別収集に「関心はある」とお答えした方は約71%、プラスチック分別開

始後に「分別できる」と回答していただいた方は約86%となっております。

リチウムイオン電池の排出方法については、「知らない」という方が約3割いらっしゃる結果でございます。

事業所アンケートにつきましては、中身の見える袋での排出により、「分別意識が高まった」という事業所が、従業員4人以下の事業所では約50%と、規模の大きい事業所と比較して低くなっております。事業所での廃棄物減量を徹底している方は約52%でございます。

続きまして、資料の裏面をご確認ください。6番として、現時点での課題と次期計画での対応策の方向性を示しております。課題につきましては、現時点では6つ掲げております。

まずは、1つ目の生活系ごみのさらなる減量と、2つ目の集団回収を含めた分別の徹底を課題1、2としております。こちらの方向性として、右の緑色の部分に記載しております。方向性としては市民への啓発と、ごみ減量、資源化行動の受け皿づくりとしております。市民への啓発を強化するだけでなく、ごみ減量や資源化に取り組みたいと思える参加型の取組を創出していき、分別した資源の排出が行いやすい環境づくり、集団回収実施団体や市民にとって利用しやすく、市民と共同しながら市民同士の交流や、住環境改善にもつながるモデル的な取組の創出を方向性として考えております。

課題の3つ目は、プラスチックごみの対策でございます。こちらの方向性については、令和12年度からのプラ資源の分別収集開始に向けた準備ということで、分別回収のモデル実施でありますとか、市民の皆様への啓発等、必要な準備を確実に進めていくという方向性を示しております。

課題の4つ目は、食品ロス対策でございます。食品ロスについては、国は令和12年度までに、家庭系の食品ロスを半減、事業系の食品ロスを60%減らせると目標を設定しております。この目標の達成に向けた取組が必要ではないかと考えております。

芦屋市の市民アンケートでは、食品ロスに関するフードドライブに取り組む市民というのが6%ということになっております。こちらの方向性につきましては、令和12年食品ロス半減に向けた取組の加速化を掲げております。

5つ目は、事業系ごみ対策でございます。方向性として、事業者のごみ減量、資源化の支援と指導を強化していきます。そのために、事業系ごみの排出実態の把握が必要でございます。また、事業所の業種や規模に応じた支援や指導など、市内の事業所が効果的にごみ減量や資源化適正排出が進められる施策を展開することとしております。

課題の6つ目は、安全で安定したごみ処理の推進でございます。方向性として、リチウムイオン電池など、危険ごみの混入防止、また、可燃ごみ効率処理に向けた準備を進めていくこととしております。

最後に、右側下の7番、今後の策定スケジュールでございますが、本日、令和8年6月は第1回審議会ということになっております。その後、記載のとおり、パブリックコメント等を経て、令和9年2月には第4回の審議会で計画の最終案まで持っていきたいと考えてお

ります。

なお、前回の審議会のときに山口委員から御提案いただいております基本理念のところとか、あとは目標、施策体系、計画推進体制等につきましては、次回以降に検討するというスケジュールになっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

(井上会長)

藪田課長、ありがとうございました。

事務局からの御説明にもありましたように、今年度は芦屋市の一般廃棄物処理基本計画、令和4年度に策定したものから5年が経過しておるため、中間評価を行い、今後5年間、2027年から2031年の間の計画を策定する必要があります。

つきましては、市民・事業者アンケートの結果や芦屋市の現況を踏まえ、策定された次期計画骨子（案）につきまして、皆さんも御意見や御質問がございましたら、闊達なご意見を頂戴できればと存じます。

いかがでしょうか。

山口委員どうぞ。

(山口委員)

山口です。このA3用紙について非常に分かりやすく、こちらの資料でもきちっと整理されて、しかも図解も非常に分かりやすく感謝いたします。

質問ではありませんが、集団回収について、私どものパイプライン利用者の会は三十数団体ありますが、それぞれの自治会、管理組合がどんな状態なのか、量や芦屋市の補助金など全部含めて、3年に一度調査をしています。

すると、6年前だけで、2年前の最新のデータを見ると半分になっています。補助金も半分、量も半分ということで、これは何かあるのではないかと、いろいろ考えていますが、当然芦屋市もこのように低下傾向にあり、国も低下傾向にあります。

そのため、単に啓蒙の段階では終わらないと私は思っております。高齢化の問題も1つあり、自治会でもこういうことをする方が少なくなっている現状もあれば、当然新聞を取っている方も少なくなっており、基本的に日本の文化が変わりつつあると私は考えております。

日本の文化のよさは、周りの方を見ながら、“みんなが一緒にやるなら、一緒に頑張るやろう”という文化です。しかし、先ほどの調査では、7割の方がよく知らないという回答がありました。“みんなでやる”ということに対して、興味がないのだと思われます。

そこで、海外を調べてみると、ヨーロッパは法律で強制的にやるという考え方であり、アメリカは情報開示をして、その情報を市民及び市民団体が見て判断し、市民が主体的に動くという文化です。日本も同様の文化を少しずつ取り入れながら変わり出しているのではないかというのが私の考え方です。この考えも頭に入れながら、今後、啓蒙活動に、情報

活動をしなればいけないというのが私の本音です。

(井上会長)

ありがとうございました。

私からも一言意見を申し上げますと、自治会に入る世帯も激減している現状で、おっしゃるように難しい状況になりつつあると思います。

ほか、何か御質問等、御意見ありましたら。

多田委員どうぞ。

(多田委員)

1点だけですが、掲示板に6月1日から30日まで、ゴミ袋が買えない場合、透明または半透明のゴミ袋で対応できるという情報を呉川町だけで見ました。これは、実際に、お考えなののでしょうか。石油製品の関係だと思いますが、呉川町でしか見ておらず、今日来るときも掲示板にも載っていなかったため、質問いたしました。また、今までのルールがよい形で運用出来ているため、石油の問題で、今までのルールを変えてしまっているのかと感じます。

(千田委員)

掲示板に貼ってあるチラシですが、市から自治会に依頼があり、それぞれの自治会に1枚ずつ送ってこられていると思います。うちでは、回覧まではいきませんが、1か月だけ、自治会が管理する掲示板に掲示をさせていただきました。

なお、お買物に行っても、マーケットでは市の指定ゴミ袋は売っていますが、買い占められてなくなってしまうと困るという考えから、念のため、市から送ってくださったチラシをそのまま掲示をさせていただいております。

(井上会長)

ありがとうございました。

(事務局 藪田)

よろしいでしょうか。

(井上会長)

藪田さんどうぞ。

(事務局 藪田)

藪田です。指定ゴミ袋につきましては、4月頃から販売していないお店があるという問い合わせが入り出しました。しかし、連絡していただいたお店にはなくても、近くのお店では

販売している状況もあり、また、製造会社への問い合わせでは、これまでと同じ量を製造できているという回答だったため、供給には問題ないと考えておりました。

しかし、ゴールデンウィーク明け頃から、同様の問い合わせが増えており、製造会社や各店舗へ調査を行いました。製造会社は、これまでと同じ量を製造して供給し続けていると確認しました。店舗からは、「週に2回または3回納品されるが、中東情勢の影響もあり、不安をお持ちの市民の方が増えてきたのか、店頭に並ぶと通常よりもたくさんの量を買って帰られる方が増えてきて、すぐに店頭からなくなってしまう」という状況を確認しました。

市内の全ての店舗から指定ごみ袋がなくなるということは起きていませんが、足の不自由な方や御高齢の方で、遠方まで買いに行くのが難しいという御意見も頂いたため、芦屋市では6月1日から今回のような指定ごみ袋が買えない場合は、中身が見える袋でも出せると発表したところです。

掲示板につきましては、市が持っている広報掲示板が市内77か所あり、5月29日の金曜日に貼りに回りました。自治会の掲示板は、我々が貼るわけにはいかないので、自治会に依頼し、貼っていただいたという状況になっております。

(井上会長)

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

橋本委員どうぞ。

(橋本委員)

先ほど、多田委員がおっしゃったように、チラシについて文言が気になりました。“原則は指定ごみ袋を使ってください”と記載したほうが分かりやすいかと思います。

(事務局 藪田)

ありがとうございました。

次回以降の作成の際に、注意したいと思います。

(事務局 古川)

資源循環担当の古川です。広報を出させていただくに当たり、ホームページとチラシには“指定ごみ袋が買えない場合に限り”という形で冒頭に書かせていただいております。御意見では、“原則は指定ごみ袋をお願いします”とはっきり書いたほうがよいのではないかとこのことのため、次回以降に検討させていただきます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ほかは、いかがでございますか。

岡田委員どうぞ。

(岡田委員)

話題が変わって恐縮ですが、食品ロス対策について、私の勤める阪神北県民局というところでは、フードドライブ等の活動も行っていますが、集まってくるものが即席麺であったり、レトルト食品であったり、きれいなものが多い印象です。実際の食品ロスというのは、食べ残しや家庭内での賞味期限切れ廃棄が含まれていると思いますが、食品ロス半減に向けた取組の加速化というところで、どう実際に把握して、どう評価するのが難しく感じるため、御説明いただけますでしょうか。

(事務局 藪田)

ご指摘のとおり、芦屋市では食品ロスの量を把握していません。自治体によっては、調査しているところもありますが、芦屋市では調査をしたことがなく、半減と言いながら今の量が拵めていないのが実態です。そのため、どう半減目標を立てるかにあたり、調査を行う、あるいは他の自治体の数値を参考に現状を推測するかというやり方があると思います。

加えて、食品ロス対策については、芦屋市は遅れていると考えており、対策としても、フードドライブや軽い広報啓発しか出来ていない現状です。今後、国も目標を掲げておりますので、今回の計画の中で、食品ロスについては、もう少し前向きな取組を掲げていき、加速していきたいという思いで骨子には書かせていただいております。

(井上会長)

ありがとうございました。

ほかはどうでしょうか。

千田委員どうぞ。

(千田委員)

食品ロスに関係する対策として、資料2の20ページに記載されている伊丹市のごみ処理経費が低かったので、伊丹市のホームページを確認したところ、食品ロス対策について、いろんな現状の寸劇をユーチューブに上げておられました。同じく、伊丹市だと思いますが、食品ロス対策として、水を完全に切ってから生ごみを出していただくことを発信しており、この内容はかなり重さを減らせるのではないのでしょうか。

(事務局 藪田)

はい。

(千田委員)

「水分がなくなると、すごく減ります」ということももう少しアナウンスしていくと、手軽にごみの量は減らせるではないかと思いました。

芦屋市でも、実験などで示せると思うので、「生ごみが出ました。水気を切ると、これだけ重さが減ります。」と、小学校で子どもたちに伝えてみたり、ホームページとかに上げていけばどうかと思います。

(井上会長)

伊丹市は、ホームページに載せているのでしょうか。

(千田委員)

ユーチューブで、上げております。

昨日か一昨日見ましたが、恐らく伊丹市だったと思います。

(井上会長)

そうですか。一応載せているということですね。

(法兼委員)

食品ロスについてですが、こども食堂が市内に何か所かあると思います。例えばコンビニや飲食店、小売店と提携して、賞味期限が僅かなものを、こども食堂に提供することで循環するといった施策を取り入れることはいかがでしょうか。

(事務局 藪田)

ありがとうございます。現在、我々の行っているフードドライブは、コープこうべさんと芦屋市の社会福祉協議会さんと芦屋市の3つの団体で協定結んで取り組んでいます。コープこうべさんで、市民の皆さんが不要となった食品等を集めていただいています。それを我々が回収し、重さを量って、社会福祉協議会さんへ届けています。今おっしゃっていただいたように、社会福祉協議会さんは、届けられたものをこども食堂さんへお渡ししていただいたり、経済的に困りの方に配ったりしていただいています。コンビニエンスストアや、ほかの店舗さんはこの取組には入っていないので、今の御提案も含めて考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

(法兼委員)

小売店や店舗だと従業員に回したりとか、賞味期限が残り数か月になると廃棄してしまうものは、施設や困っている方とかに差し上げるという形を取ってもいいのではないかと思います。安価で売るという方法も。

(多田委員)

フードドライブを実施しているのは、僕の記憶では社会福祉協議会さんとコープさんだけです。なぜ2か所しかやっていないのかというのが僕の疑問です。普段行くスーパーマーケットで行ってくると、偶然あった残り物を持っていけるということになると思います。

(事務局 藪田)

今、集めている店舗としては、コープこうべさんで、コープこうべさんでもミニコープさんはイベント時にしか行っていません。これまでは、コープこうべさんは市内に3店舗ありましたが、打出浜店が閉店されたため、今は2店舗しかありません。

集めていただいた後に、その食品を回収しに行き、どれだけ集まったか重さを量ります。また、賞味期限が1か月を切っていると、フードドライブに持っていけないというルールもあるため、確認を我々で行い、社会福祉協議会さんに届けています。

そのため、回収店舗を増やすことは、よい話ではありますが、回収する我々が追いついていないため、様子を見ながら進めさせていただいているのが現状です。

(井上会長)

ありがとうございます。

神戸市はイオンでも行っていますよね。

はい、千田さんどうぞ。

(千田委員)

先ほどお伝え出来なかった情報が確認出来ました。伊丹市ごみ減量等啓発ドラマ「プレゼント」というもので、ユーチューブで誰でも見られると書いています。内容は、生ごみの水切りと紙の分別と危険ごみの出し方の全部を含めた内容です。

このような情報が他市にあることを、芦屋市でお知らせしてもいいでしょうし、食品関係の専門家としては、消費期限と賞味期限が違うことを説明してもいいかと思います。消費は期限が過ぎると食中毒の危険性があり、期限を過ぎて食べることは非常に危ないですが、賞味は期間が終わったからといって、すぐ食べられないことになるわけではありません。この違いを、グラフなどを用いて視覚的に示すことで、食品ロス対策としては有効かと思います。期限が違うと非常に危険ですが、混同される方がすごく多いので、厚生労働省のホームページに載っていますが、賞味は大丈夫という違いを、改めて皆さんにお知らせ、アピールされたら、食品ロスは減るはずです。

(事務局 藪田)

ありがとうございます。

伊丹市の情報であったり、今の消費と賞味の違いであったりを参考に、考えていきたいと
思います。ありがとうございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ほかに何かありますか。

ないようでしたら、続きまして、報告事項の芦屋市環境処理センター施設整備について、
荒木さんからお願いできますか。

(事務局 荒木)

施設係の荒木と申します。よろしくお願いします。恐れ入りますが、着席してご説明いた
します。

別添資料の準備をお願いいたします。「芦屋市環境処理センターの施設整備について」で
は、施設整備基本計画についての検討委員会の開催状況を報告しております。第1回から第
7回と、裏面の第8回から第14回については既に報告しております。第15回の開催内容
について報告いたします。

第15回は先週5月27日に開催しております。

議題の1つ目、運営協議会からの意見等について、資料Aをお願いします。一覧表のと
おり、6つの意見を頂いております。

まず、施設配置及び動線計画についての御意見です。

1つ目が「処理センター内の既存樹木（特に、敷地南側の竹林。）を残存・活用するなど
して、緑化に関する計画（緑地率20%の確保が必要）を検討してほしい。」というご意見
で、芦屋市の対応としましては、「施設配置を検討する際、既存樹木が支障となる箇所が想
定されるものの、可能な限り樹木の残存・移植等も含め緑化計画を考えていきたいと考えま
す。」と回答しております。

続いての御意見が、「現在、処理センター西側信号交差点からの処理センター内に進入す
る道路が曲線状となっているうえ、入口に進入後、Uターンする必要がある。安全通行の観
点から進入部分の形状等を改良するなど検討してほしい。」という御意見を頂いておりまし
て、「将来の動線計画参考イメージ図のとおり、進入後のUターンは不要となり、直進での
動線を考えていますが、安全・円滑な通行ができるよう入口の形状について検討します。」
と回答しております。

3つ目が、「資源化施設とパイプライン施設との間の通路は、市民と事業者の各車両が通
行するため、通路の幅員は十分に確保してほしい。」という御意見を頂いており、市の回答
としましては、「資源化施設の配置を検討する際、当通路の幅員については安全に通行でき
るように検討します。」と回答しております。

次に、多面的価値の創出につきまして、「検討項目の一つとして、「憩い集い空間」を挙げ

ているが、多くの市民が来訪して楽しめるような施設計画を検討してほしい。」という御意見を頂いておりまして、「施設配置に伴う未利用地においては、多くの市民が利用可能な施設整備を検討します。」と回答しております。

続いて、その他の項目になりますが、「プラスチック使用製品廃棄物の分別回収は令和12年4月開始予定としているが、現在の石油等資源を取り巻く社会情勢からみて、分別開始の回収時期を早めるなどの考えはないのか。」という御意見につきまして、「現在の社会情勢は把握していますが、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収は今回の施設整備に併せて実施することとしており、令和12年4月の開始に向け取り組んでいきます。」と回答しております。

最後に、「施設整備による工事期間中は、市民・事業者・工事用の各車両が通行することになるため、安全管理に注力をしてほしい。特に、市民の持ち込み車両には配慮が必要である。」という御意見を頂いておりまして、「工事の施工計画を検討する際、各車両が安全に通行できるよう動線を設定し、各車両が輻輳することの無いよう安全管理方法・体制等を整えます。」という回答をしております。

次に、基本計画（案）に関する市民意見募集結果についてです。資料Bをご覧ください。募集期間は令和8年3月11日から令和8年4月19日までです。提出件数は5人、内容としては21件頂いております。提出方法としては、意見募集専用フォームが5人となっております。意見の取扱いとしまして、「原案に盛り込み済み」につきましては3件、「原案のとおり」が18件となっております。

頂いた意見のうち、一般廃棄物処理基本計画に関わる内容について御説明します。ページをめくっていただき、3ページ、No. 7の御意見を申し上げます。

計画処理量、計画ごみ質、施設規模についての内容で御意見を頂いており、「プラスチックの分別収集については、本計画案でも具体化されていない。」という御意見を頂いております。回答として、「プラスチックの分別収集については、現在、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行っているところであり、分別・収集・運搬・処分のそれぞれの過程における効率的・効果的な方法の検討を進めているところです。なお、本計画では該当箇所の項目において、プラスチック使用製品廃棄物の処理・保管対象量等の算定を行っています。」という回答をしております。

続いて、ページが飛びまして、6ページ、No. 17を申し上げます。項目としては、その他に該当しますが、意見として、「今回のパブコメは、施設計画の項目など非常に細かい専門性が必要なことが多く、市民レベルではそういう点についての意見は出しにくいのではないだろうか。私だけかもしれないが。ごみ処理については、芦屋市がどれだけごみを減らしたいと思い、取り組んでいるのかなど、その本気度がなかなか伝わらない。雑紙の資源化にしても生ごみの削減にしても、もっと日常的に市民の目につくレベルでの情報発信が必要ではないだろうか。今回のテーマとは違うかもしれないが、環境・ごみ処理施設というテーマ、せっかくの機会であるので意見として述べたい。」という御意見を頂いており、回

答として、「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）において、ごみ排出量の削減に向けた３つの重点取組として、指定ごみ袋の導入、紙ごみの資源化、リサイクルの推進を掲げ、さまざまな施策展開を図っていきます。現在、一般廃棄物処理基本計画の見直し作業を進めているところであり、市民・事業者等に対する周知・啓発が徹底できるよう手法等の検討を進めます。」という回答をしております。

次に、基本計画（案）の確認をお願いいたします。市民の皆様から御意見を頂きましたが、基本計画（案）について修正が必要となる箇所はございませんので、これまでにまとめた計画の内容どおりとします。資料には記載していませんが、今後、市民意見募集の結果について市議会に報告を行った後、事務手続を経て、基本計画として確定させます。今後、施設整備事業の発注に向け取組を進めていくこととしています。

説明については以上になります。

（井上会長）

ありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、御質問やあるいは御意見がございましたらどうぞ。

特にございませんので、先ほどの藪田さんがご説明された分で、何かございましたら。

（千田委員）

船橋市のホームページのところでは、消費期限と賞味期限のイメージとあって、図で分かりやすく説明してあるので、芦屋市様も参考までにご確認ください。

（井上会長）

船橋市でしょうか。

（千田委員）

船橋市です。消費期限と賞味期限のイメージ図で、横軸が製造日からの日数、縦軸が品質、赤い線で劣化が早いもの、傷みやすい食品が消費期限、過ぎたら食べない期限。賞味期限のほうは、緑、青の線で書いてあり、劣化が比較的遅いもの、日持ちがする食品。賞味期限はおいしく食べることができる期限で、まだ食べられるということが分かりやすい図としてグラフで書いてあるので、市民の方にお知らせするのに分かりやすいかなと思います。

（事務局 藪田）

ありがとうございます。

今のような内容を知らせていくことも非常に大切なことで、食品ロスになることを防ぐこと自体が大切であると、改めて今思っているところです。ありがとうございます。

(井上会長)

ありがとうございました。
ほかに何かございますか。

(法兼委員)

今回の内容とは関係ありませんが、1つ質問をよろしいでしょうか。

(井上会長)

はい。

(法兼委員)

この会に関する質問ではありませんが、先日自治会の会長さんたちが集まって話をしたときに、カラスネットの補助で大体どこも自治会で買って設置をしていますが、カラスネットの回収が遅れて、風で飛ばされて、そこに足を引っかけて怪我をされると、カラスネットを購入して置いている自治会の管理責任になるというようなことを言われました。置いている者の責任になるのでしょうか。自治会で何かあったときは、怪我をされた方の補償は、自治会が持たないといけないのでしょうか。

(井上会長)

いかがでしょうか。

(事務局 平野)

収集事業課の平野と申します。

昨今、ごみステーションの協議がよくございます。その中で、折り畳み式ネットかごを設置したいという御相談をよく頂きますが、ごみステーションの管理は地域住民の方に行っていただいています。相談者の方に対しては、管理責任は自治会または設置者、代表者等で相談してくださいということを伝えております。

理由として、道路交通法で公の道に私物を設置するということは本来認められていませんが、ごみステーションについては例外的に目をつぶっていただいている現状です。私物という取扱いになるため、管理責任という点は御理解いただけたらと考えています。

(井上会長)

法兼さん、いかがでしょうか。御理解できますか。
自治会の責任になるということですね。

(法兼委員)

そうですね。難しいですね。自治会では、会費がたくさんないので、もし何か大きな、例えばネットが車に引っかかり、大きな損害賠償を求められた場合、そこに保険は掛けてないですね。カラスネットを設置するからといって自治会が保険を掛けているかと言われると、保険は掛けていないので、どういうふうにすればよいのかなと思いました。

(井上会長)

平野さん、どうでしょうか。

(事務局 平野)

もう少し補足させていただくと、ごみステーションに置いている折り畳み式ネットかごというのは、自己責任で自分の家に直していただき、ごみ出しのある時に出してもらうというのが本来の筋であり、私物という取扱いになると考えております。

ただし、利便上、電柱に括り付けたり、折りたたんで設置しているところがあるのも事実です。御心配いただいているところにつきましては、私有物ということで、片付けされているところもあります。今までの説明も含めて、管理責任という点で、統一した見解を示しているところでございます。

(橋本委員)

長いこと置いているのですか。収集された後は、それぞれで片づけるのではないですか。

(法兼委員)

それぞれで片づけます。マーケットに置いてあるようなかごを、電柱の横に畳んで置いています。ごみを取りに来られてカラスネットを片づけるまでに、タイムラグがあるため、その間にもし怪我をされたり、お子さんが足を引っかけてこけて怪我されると…。

(橋本委員)

ありましたか。

(法兼委員)

今まで言われたことはありませんが、今後そういったことがあれば、設置者の責任になるということ、自治会の会長さんが集まったときにお話があり、「保険を掛けていますか」と聞かれたので、うちはやっておらず…。

(橋本委員)

仕方がないですね。ごみを持っていったらすぐ片づける、ということをしなないといけませんね。

(法兼委員)

それぞれのステーションで、ごみの当番を決めて回していただいておりますが、カラスネットが破損したときは、自治会経費で買っていますので、設置者責任というのがかかってくるのかどうか。

(橋本委員)

それはうちも買っています。そこまで言われると、大変ですよ。

(法兼委員)

そうしたら補助もできないようになってくるのかなと。

(橋本委員)

私のところは、怪我をした場合については、言われたことはないです。

(法兼委員)

私も言われたことはありませんが、自治会で負担をしないといけないのであれば、困ります。しかし、やらないと、カラスにごみを荒らされ、大変なことになってしまいます。

(井上会長)

現状は、事故は起きていますか。

(法兼委員)

事故は起きていないです。

(井上会長)

そういった事故があれば自治会の責任なので注意してくださいというようなことを回覧していただくほか、現状はなさそうですね。

(法兼委員)

ほかの町で通学の子どもが、ネットに足を引っかけて、こけて、擦りむいたということがあったようです。その結果、自治会が何か言われるということはありませんでしたが、その件があったため、尋ねました。

(井上会長)

分かりました。

今のところは、注意喚起をしていただくほかないですね。

(法兼委員)

そうですね。

(井上会長)

そういたしましたら、ほかに何かございますか。

ないようでしたら、その他について事務局からお願いします。

(事務局 藪田)

山口委員に御提案を頂いておりますので、説明していただいてもよろしいでしょうか。

(井上会長)

はい、どうぞ。

(事務局 藪田)

それでは、資料をお配りします。

山口さん、よろしくお願いします。

(山口委員)

山口です。この審議会に6年参加させていただき、ずっとごみの問題を考えて、今後どんな社会になったらいいのかというのが、私の基本的な考えです。

ここに、提案という形で書かせていただきました。提案理由は、現在の日本は、収集をして焼却をしてリサイクルによって、非常に健康的で快適な暮らしができており、それは皆さんの頑張りだと思います。

しかしながら、ごみを考えると、いろんな問題が見えてきます。人口減少、高齢化、いろんな問題があり、これも含めて、私たちはどんな社会にしたらいいのかということを考えました。

今の状況は、モグラ叩きだと感じます。ごみが出たら叩き、永遠にこの作業は終わらず、いつまでたっても悩む、苦しむ。

そこで、ここに記載したとおり、出たごみをどうするかだけではなく、そもそも廃棄物を発生しにくい社会をどうつくるかということに転換する必要があると思います。

ごみをどんなふうによく処理をするかで、ごみをできるだけ少なくする社会をどう築いていくか、その設計図を芦屋市に、皆さんで知恵を乗せてつくっていく。当然ですが、芦屋市だけの問題でなく、日本全体の話だと思っております。

参考になるのが2番目のEUの考え方です。EUはごみをどうするかから、そもそも廃棄

物が発生しない社会をどう設計するか政策が転換しました。その背景には、廃棄物の増加の限界、特にプラスチックをヨーロッパは東南アジアに輸出しています。また、季候変動の対応、国内循環でどうやって国内から資源を取り出すか、そういう資源の安全保障の問題を考える。それから高齢化や、大量生産・大量廃棄の社会では社会的なコストがかかってしまうことも挙げられます。

そのために、EUでは、処理中心の社会から発生抑制の社会に転換するために、法律で定めております。EU委員会というのがあり、EUで単一素材化、それから過剰包装化を防ぎ、リユースの義務化、メーカーの責任強化、QRコードによる電子化の管理等、ヨーロッパは一步踏み出しました。

企業の物を生産する設計段階から、手を打つ。そうしないと、永遠にごみは増えることばかりです。そこに踏み込み、法律で、出たごみをどうするかでなく、ごみの出ない社会をどうつくるのかということをヨーロッパは考えております。

次のページです。結論としては、そもそもごみが増えにくい社会をどうつくるかということ、単なる処理行政という発想から、製品設計、流通、消費行動、地域物流、市民認識まで含めた循環型社会設計を行政が担っていく、その中心体として行政が考えていくというところに移らないと、どうしようもない社会になっていくのではないかと考えています。

そこで、1つの具体的な例ですが、分別ルールの説明だけではなくて、なぜ廃棄物を減らさなければならないのかという根本から市民の意識を変えていく。リサイクルというのは一見非常にきれいな言葉ですが、それに対して非常にエネルギーを使っています。ペレットにして、熱処理して、また再生すると、物をつくるよりむしろエネルギーを使っているのではないかと私は思います。まずは、発生抑制が第一で、設計段階から企業は循環しやすい設計をしていく必要があります。

これは芦屋市だけでなく、市民・事業者・行政が一体となって、この問題を考えていくことで、最終的な総環境負荷を減らすということに取り組んでいけるのではないのでしょうか。大きな話ですが、そういうことをしないと、このまま日本は、捨てるところがなくなっていく状況になってしまいます。

続いて、8ページに、国民性の問題として、ヨーロッパは規制をして循環型社会・経済をつくっていますが、日本は市民協力で分別社会を維持していく市民協力の方針です。日本の強みとしては、高い協力性、清潔性、現場の力、それから自治会文化、これらを回して、ごみを処理していますが、今出てきているのは、高齢化で自治会活動が維持困難になっています。それから、属人的に頼っているという問題もあります。説明不足でも何とか理解をしてやるという社会が回っていくとは思いません。そこで、ヨーロッパ型の制度を活用するような社会にしたらかと考えています。

具体的企業の事例として、ネスレという会社があります。私が長年勤めていた会社ですが、この会社は、1から7までのことを企業の使命として取り組んでいます。なぜかという、取り組まないと企業が存続できない状態にヨーロッパはなっています。

下に書いていますが、EUの規制というのが非常に厳しくなり、規則に沿った企業対応戦略を掲げないと存続できず、銀行もお金を貸せず、そして、市民の皆さんもその会社の物を買わなくなってしまう。当然企業としても、それに対応せざるを得ない。そういう状況に今ヨーロッパはなっていますが、これは日本にも関係のある話だと思います。

中東問題も恐らく今後も起こると思います。今回は解決するかもしれませんが、絶対にまた起きます。そういうときにどうするかということも含めて、どんな社会をつくるのかということを含めて、みんなの知恵を集めて考えていくということが大切ではないかということで、私の6年間の1つのまとめとして出させていただきました。

以上です。何か御質問なりあればお願いします。

(井上会長)

山口さんどうもありがとうございました。

EUと日本の違いを比べていただいて、ネスレの環境対策についても教えていただきました。

今の御発言に関しまして、何か御質問あるいは御意見がある方はおられますか。

藪田さん、どうぞ。

(事務局 藪田)

すごい資料を作っていただいて、ありがとうございます。

山口委員のおっしゃっていること、まさしくそのとおりだと思います。そもそも廃棄物を発生させにくい社会をどうつくるかが、非常に大事なことだと思います。国も兵庫県も、サーキュラーエコノミーという言葉を使って、今のようなことを言っていると思っておりますので、EUと全く同じというのはなかなか難しいかもしれませんが、出たごみをただ処理するだけではなく、どうすれば発生させにくい社会をつくっていけるのかということを念頭に置きながら、今後も考えていけたらと思います。

また、今作っている基本計画にある程度反映できたらいいなと思います。

なぜ分別や減量が必要なのかというところから、市民の皆様に説明を取り組んでいき、最終的にはそういう社会に向けて進めていきたいなと思います。ありがとうございます。

(井上会長)

ありがとうございます。

芦屋市だけでやるというのはなかなか難しい面もあると思いますが、勉強させていただきましたね。山口さんどうもありがとうございます。

いかがですか、ほかの方はよろしいでしょうか。

ほかに何かございましたら、この機会ですからいかがでしょうか。特にないですか。

それでは、本日の議事はこれにて終了させていただきます。

最後に、事務局からお願いします。

(事務局 名方)

本会議をもちまして、委員の委嘱期間を満了される方がおられることと存じます。これまで本市のごみ処理行政に多大な御協力を賜り、本当にありがとうございます。

以上で、令和8年度第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。